

京都市宿泊税条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成30年3月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第40号

京都市宿泊税条例の施行期日を定める規則

京都市宿泊税条例の施行期日は、平成30年10月1日とする。

(行財政局税務部税制課)